

●保険金流用疑惑事件●

とは？

三井住友海上火災

シャープ

柏木総合法律事務所の

3者が共謀して損害保険金の一部を
本来ならば慰謝料の支払いに適用できないのに
慰謝料として流用した
のではないかという疑惑事件

概 略

本火災事故でシャープはPL保険を適用して書籍損害賠償をすることとなった。
被害者は慰謝料として70万円要求し、書籍損害賠償は保険会社の査定通りでよしと同意した。
シャープは被害者に保険会社の査定額が344万円であると通知し、
書籍賠償金344万と慰謝料70万の合計として414万円を支払った。
が後に、実際の書籍損害額の査定が414万円であったことが判明した。
すると、シャープが被害者に通知した査定額と実際に受け取った保険金とに70万円の差があり、
それが慰謝料に流用されたのではないかという疑惑が生じてくる。

この疑惑を理解するために

- ★シャープは書籍損害の査定額をごまかして被害者に提示したのか？
- ★もともと書籍損害査定額は344万円であったところを、シャープが慰謝料を捻出するため、
中央損保鑑定事務所に70万円上乗せさせた鑑定書を提出させたのか？
となると、この鑑定事務所も共謀したことになる。
- ★シャープが使った保険はPL保険といって、慰謝料はその保険金支払いの適用外である。
三井住友海上火災は、シャープへの保険金支払いに当たり、
書籍損害査定額のみについて保険金の支払い義務がある。
書籍の損害額は414万円だった。
しかし、被害者に支払われた保険金は344万円だった。
シャープは差額の70万円を着服したのか？それとも慰謝料に流用したのか？
- ★三井住友海上がシャープへ保険金を支払うに当たっては、
査定額通りの書籍損害額がちゃんと被害者に払われるかどうか確かめねばならない。
通常、それを確認するのが示談書で、そこには損害額と(もしあれば慰謝料額)がそれぞれ
いくらずつであるか明記されている。
- しかし、三井住友海上は、書籍損害賠償額が明記されていない示談書をもとにして
保険金の支払いを行った。
社内処理規程に違反しているのではないか？
しかも、被害者に書籍損害賠償にたいする保険金の一部が
不払いになっていることを知っていることから推測すると、
三井住友海上もシャープが保険金を流用するのを知っていたはずだ。
- ★もし、三井住友海上が、シャープのこのような流用を黙認していたとすると、
株主に損害を与えることになるのではないか？
(株主代表訴訟の対象になるのではないだろうか)
- ★柏木総合法律事務所の関与疑惑については次を参照。

もう少し詳しい経緯

この火災事件の損害賠償に関し、被害者はシャープとの示談交渉において、書籍に対する賠償は保険会社の査定額通りとし、また慰謝料は70万円を求めることとした。シャープは、書籍査定額が344万円、慰謝料が20万円と回答した。(平成11年3月) その後の交渉で、両者は慰謝料70万円、書籍賠償344万円で合意に達した。(平成11年7月) しかし、どういうわけか、中央損保鑑定事務所は414万円という査定額を示す鑑定書を三井住友海上に提出した。

このことは被害者には知らされなかった。(平成11年8月) そして、三井住友海上はシャープに、鑑定事務所の査定額通り、414万円を支払った。

しかし
ここにはおかしいことが起きている。

三井住友海上がシャープに支払った保険金額は、書籍損害に対するものだから、本来ならば被害者に全額支払われるべきものである。なのに、実際には、査定金額より70万円少ない額しか被害者には支払われなかった。70万円はどこへ行ってしまったのか?

疑惑は何か

★その70万円はシャープが「慰謝料」という名目に変更して被害者に支払った。
つまり、シャープは、自腹を切らずに慰謝料を支払ったことになる。

なぜそう推理するのかといえば

★三井住友海上が損害書籍に対して支払った保険金額とシャープが被害者に提示した査定額にはちょうど70万円の開きがある。

★シャープは書籍被害の査定を実際より70万円少なく被害者に提示した。(損害書籍の鑑定書が作成されたのは、示談締結より後のことだった。)

★獨協大学が新価特約付保険契約を結んでいた日動火災が時価との差額保険金を被害者に支払うため計算をしたのであるが、計算にあたって前提としたことは書籍損害査定額は、414万円であったこと、および三井住友海上がシャープに支払った書籍損害に対する保険金のうち、被害者に支払われた保険金は344万円だったということである。
つまり、日動火災は、三井住友海上がシャープに支払った保険金のうちの70万円が、被害者に支払われていなかったことを認定したことになる。

では
★だれがこの保険金流用を仕組んだのか?

三井住友海上火災と柏木総合法律事務所も荷担したのではないかと?

そう疑う根拠は?

★慰謝料をカバーしない保険で物損の損害を対象とした保険金を支払うためには、保険会社は物損の査定額がきちんと記された示談書が必要である。そして、今回シャープが使った保険はPL保険であり、その保険は慰謝料をカバーしていないため、示談書には物損と慰謝料がそれぞれ別々にはっきりと明記されていなければならないのである。

★が、実際には示談書には慰謝料と物損額とを分けて明記してなかった。
つまり、「書籍損害賠償金と慰謝料との合計で414万円」となっていて、内訳が示されていなかったのである。

ところが、三井海上はこのような、いわば不備な示談書でもって、書籍損害に対する保険金として414万円支払った。
一方損害賠償事件の扱いに慣れている弁護士は、慰謝料をカバーしない保険金の支払い処理には、

物損額を明確に記載した示談書が必要であることを知っているはずなのに、
あえて慰謝料と物損額とがそれぞれいくらなのかわからないよう、
合計金額だけを記した示談書を作成した。
法律の専門家がそんな示談書を作るには、なにかそれなりの理由があると推定される。

さらに、三者が保険金流用のからくりを相談したのではないかと強く臭わせるのは、
★福井琢（ふくい・たく）弁護士と斎藤三義（さいとう・みつよし）弁護士が
「事前にシャープシステムプロダクトおよび三井住友海上と打ち合わせた上で示談書の文案を作成した」
（平成12年4月24日付回答書）という事実を認めているからである。
★三井住友海上は、被害者が2000年4月の文書において、
「査定額より70万円少ない額の保険料しかもらっていない」ことを通知したので、
保険金が流用されたことを疑ってもよいはずであるが、
このことについて何の釈明もなかった。
自分たちが関与していたから説明できなかつたのではないか？

☆また、獨協大学が新価特約付保険契約を結んでいる日動火災が時価との差額を計算するため
三井海上に計算の根拠となる示談書の提示を求めたところ、
三井海上は「シャープの体面があるから見せられない」と拒否した。
そこで日動火災はやむなく被害者に示談書の提示を求めたのである。
やましいことがなければ見せられたはずである。

👉そこで問題なのは👈

他の保険会社も同じように大口契約者を優遇しているのか？
だとすると
怒れ、一般契約者！
払込み保険料が高いのは、そんな流用をやってるからじゃないか！
怒れ、株主！
配当金が損してるぞ！

👉今後どうするのか👈

日本損害保険協会の苦情相談窓口で事実経緯を提示する？
いいえ、損保協会は「そう言う苦情がありました」と三井海上に言うだけなので
あまり意味はありません。

金融監督庁保険監督局に通知する？
いいえ、そこには調査権限がありませんので無駄です。

じゃあどうするの？
本来ならばもらえる保険金分について請求訴訟を起こすしかないようですね。
でも、それが経済的にも時間的にも負担になるようなら
泣き寝入りするしかありません。

👉この事件の詳細👈

👉保険金支払いについての疑問やパソコン事故についての情報をお寄せください

示談後に露呈した奇怪な事実！？

○支払われた慰謝料の実態？ (6/26/00更新)

この事故による損害書籍にたいする賠償はPL保険が使われた。しかし、そのPL保険の支払い対象は物損のみで慰謝料は対象となっていない。ところが、保険会社から支払われた保険金の一部が、保険ではカバーできない慰謝料の支払いに流用されたのではないかという疑惑が生じた。

この保険金流用疑惑の全貌はどうなっているのだろうか？

保険金にからむ事件は、保険契約者（と被保険者）が疑惑の対象とされる場合がほとんどであろう。ところが、このたびの保険金疑惑は、契約者のみならずふつうは被害を被るはずの保険会社まで関与しているのではないかという疑いがもたれている。

いやそれどころではない、ひょっとすると、損害の実態を調査して支払う保険金額を査定した鑑定事務所も、はたまたシャープ代理人弁護士までもが保険金流用に関与しているのではないかという疑いまで浮上してきた。

たかだか慰謝料70万円のために大会社がそんなことをするはずがない、と思う人が多いであろうし、そう思いたい。しかし、事実は小説よりも奇なり、ともいわれるがごとく、・・・・・・。

真相は目下闇の中であるが、それが白日の下にさらされる日はそう遠くない。

以下はこの疑惑について関係者へ送った書面である。そこで、三井海上から書籍損害のために支払われた保険金のうち、70万円が慰謝料として流用されたのではないかという疑いを晴らすよう釈明を求めている。

- (1) シャープへの質問状：
支払われた保険金について
- (2) 弁護士への釈明要望書 (7/1/00更新)
- (3) 三井海上火災への釈明要望書 (9/14/00更新)
- (4) ㈱中央損保鑑定事務所への釈明要望書 (9/14/00) 更新

しかしながら、弁護士を除きいずれも無回答ないしは「契約者以外には回答できない」という回答しか得られなかった。三井海上に至っては、「裁判の法廷でしか明かせない」と、あたかも「どうせ裁判費用のほうが高くかかるんだから、裁判をやれるならやってみろ！」と挑発するかのごとくの電話回答もあった。

このような不誠実な対応を受け、9月7日、東葛総合法律事務所より、疑惑の首謀者とみられるシャープシステムプロダクト株式会社へ次のような主旨の通知を配達証明付内容証明郵便で送った。

- (5) 三井海上（現三井住友海上火災）への釈明要望書 (11/4/02)更新

(6) シャープシステムプロダクトへ (要旨のみ) (9/14/00更新)

・99年7月20日、保険会社による査定を見直すことができないとシャープが言うため、やむなく呈示された414万531円 (内訳：書籍損害賠償金として344万531円、慰謝料として70万円) で示談した。

・しかし、その後三井海上から書籍損害の保険金としてシャープに支払われた額が示談したときよりも70万円多いことがわかった。(注：この70万円という額は、慰謝料の額と奇妙に一致する。)

・もし示談当初、書籍損害にたいする査定額が414万531円であることを知っていれば、当然のことながらそれ以下の金額で示談の意思表示をすることはなかった。

・したがって、示談は、保険会社の査定が正しく呈示されなかったためになされた錯誤によるものであるから無効であり、話し合いで解決を図りたい。

・しかし書面送達後5日以内に連絡のない場合は話し合いによる解決を望まないものとみなし、やむなく法的手続を取らせてもらう。

○共謀による保険金流用のカラクリ

・三井海上がシャープへ支払った保険金算定の元となる鑑定書 (中央損保鑑定事務所作成)

・鑑定書通りに保険金が支払われたことを立証する文書

・慰謝料と物損額とを区別しない、本来認められないような内容の示談書を弁護士と三井海上とが相談して作ったことを証明する文書、等々

これらの証拠があるにもかかわらず、シャープ側弁護士は、「裁判にしてください」と勝算ありげな最終回答をよこしてきた。(2000年11月)

○大掛かりなウソ *Soon!*

●[目次へ](#)

2000年4月17日

(被通告人)

三井海上火災保険株式会社

取締役社長

井口 武雄 殿

(通告人)

獨協大学

府川 謹

也

釈 明 要 望 書

平成10年2月2日にコンパクト製コンピュータが原因で獨協大学中央棟研究室において出火事故が起き、その損害賠償につき、平成11年7月20日、貴社とPL保険契約を交わすシャープシステムプロダクト株式会社（以下「シャープ」と呼ぶ）と示談を取り交わし、4,140,531円を受領いたしました。しかしこの度、支払われた保険金に関し新たな事実が露見し、それに伴う示談書文面の検討等の結果、支払われた賠償金に関して重大な疑惑が生じるに至りました。

シャープ側代理人弁護士が作成した示談書の文面は、書籍にたいする損害賠償の金額と慰謝料の金額とを別々に明記することをせず、両者を合算した総計というかたちで合計金額が記載されておりました。当方は、それまでの間にシャープと行ってきた交渉を前提としていたため、その総額の内訳を、損害賠償金の分として3,440,531円、慰謝料として700,000円と解釈し、総額として間違いがなかったため何ら問題のないものと考えて署名いたしました。しかしながら、最近になり、示談の前提となっていた保険金の額、すなわち書籍にたいする損害査定額について、シャープの提示した額と貴社が査定した額とが異なっていることが判明いたしました。こうした事実が露呈した今、シャープ側代理人弁護士が示談書で損害賠償金と慰謝料とを別記しなかったのは、貴社によって支払われた保険金の一部を慰謝料の支払いに流用するためではなかったかという疑いが生じました。

さらに、獨協大学と新価特約付保険契約を結ぶ日動火災海上保険株式会社が時価損害額との差額を算定するため貴社に示談書のコピーの提示を求めたところ、貴社は「シャープの体面があるため見せられない」と回答いたしました。この事実は上の疑惑の裏付けとなるばかりでなく、貴社自身においても、損害書籍を対象として支払われた保険金の一部が慰謝料に流用されることを知っていたのではないかという疑惑を生ぜしめました。この疑いが単なる疑いかあるいはそうでないのかを明らかにするため、下記の通りお尋ねいたします。

記

1. 示談の最終争点が慰謝料であったにもかかわらず示談書では慰謝料と書籍賠償金とが別々に明記されていなかったことについて

シャープが獨協大学と示談を交わした際、その示談書におき、書籍および慰謝料のそれぞれにたいして別途速やかに誠意をもって協議すると記されていた。

平成11年3月4日付シャープの賠償案にたいし、平成11年3月16日付シャープ泉貞雄部長宛電子メールにて、提示された慰謝料20万円に50万円上乗せし、合計70万円の慰謝料で示談を交わす意志のある旨通知したところ、シャープは平成12年4月20日付書面にて慰謝料50万円の増額を拒否し、加えて、慰謝料を20万円で承諾しない限り書籍損害賠償金3,440,531円を支払わないと回答した。しかしその後「先生のご要望に沿った話を進めたい」（平成11年6月4日付泉貞雄部長よりの電子メール）という変更の申し出があった。

さらに、シャープ側代理人弁護士が平成11年7月14日付書面（研究室で損害状況の再確認作業を行わない限り示談に応じないと当方が主張するのであれば、50万円を上乗せした示談の提示を白紙に戻し、訴訟にて最終的解決を図らざるを得ないという旨の書簡）にたいするシャープ西脇社長宛回答書におき、当方は書籍賠償金として3,440,531円、慰謝料として700,000円、合計4,140,531円で示談に応じると答えた。そして実際にその額が銀行口座に振り込まれた。

こうした交渉経緯を考えると、シャープ側代理人弁護士が示談書作成に際し、慰謝料の金額と書籍にたいする賠償金額とを別に分けて明記するのが自然な流れである。

また日本損害保険協会に問い合わせたところ、保険金支払い手続き上、保険会社にたいして保険金支払請求を行う際、示談書を提示し、示談内容を明示しなければ支払い区分が不明となるので保険金の支払いを受けられないのが通常のことであることが判明した。しかし、シャープ側代理人弁護士はこのように通常の場合要求される形式で示談書を作成することを避け、慰謝料と書籍賠償金額とを明確に区分せず、書籍損害賠償金および慰謝料とを合計したかたちで示談書に記した。

2. 三井海上からシャープに支払われた保険金について

- (1)本件の示談交渉を担当した泉貞雄部長の説明では、損害賠償にたいするシャープ側の方針は、建物や書籍などの物的損害については保険会社の査定した額の保険金だけで賄うということであった。貴社による書籍にたいする当初の査定額が低かったため見直しを要請し、1998年12月21日に再調査が施され、最終的にはシャープの提示した1999年3月4日付獨協大学宛損害賠償明細書4頁に明記された通り、3,440,531円を支払うとのことであった。
- (2)ところが最近、この数字は貴社が書籍の損害にたいして査定した総損害額4,140,531円（書籍損害額3,929,290円、移動保管費用、全損書籍廃棄処分費およびその他211,241円）と一致しないことが判明した。
- (3)一方、書籍を除くその他すべての損害（建物および什器類）にたいしてシャープより大学に支払われた保険金は、貴社の損害査定額と一致する。
- (4)しかも、貴社の損害査定額は、書籍を除いたすべてにおいて、1999年3月4日付シャープ作成の損害賠償明細書とも一致する。
- (5)ということは、シャープの1999年3月4日付損害賠償明細書によって明らかにされることは、建物、什器等の総損害にたいして実際に貴社が査定し項目のうち、書籍損害額の部分のみが改竄されたということになる。
- (6)そして実際、保険会社の書籍損害査定額をそのまま支払うというシャープの説明に反し、それよりも少ない額が当方に支払われた。すなわち、貴社が書籍総損害額を4,140,531円と査定し、実際にその額をシャープに支払ったにもかかわらず、それよりも70万円少ない3,440,531円が当方に支払われた。

3. 慰謝料70万円について

書籍損害査定額として貴社からシャープに支払われた4,140,531円がそのまま当方に支払われず、3,440,531円が書籍賠償金として支払われた。そして、その差額が70万円であり、なおかつ貴社からシャープへ支払われた保険金には慰謝料という項目がなかったことから判断すると、当方に支払われた慰謝料70万円は、本来ならば書籍損害賠償金として当方に支払われるべき保険金の一部を慰謝料として不当に振り分けたものと考えられる。

4. 疑惑の関与者について

以上の通り、1998年2月2日にコンパック製パソコンによる火災事故の損害賠償金は、シャープが賠償責任保険契約をした貴社の保険金によって賄われたものである。しかし、貴社が支払った保険金は書籍の損害のみを対象としたもので、慰謝料を対象としていなかったことから、シャープは保険金の一部を、本来ならば自腹を切って支払わなければならないはずの慰謝料に流用したのではないかという疑いがもたれる。その疑惑は、通常認められないような、慰謝料と書籍賠償金とを区別しない形式

で書かれた不備な示談書を貴社が認めて保険金を支払ったという事実によりいっそう強まる。

上で述べたように、本件の示談書はその形式が通常と異なり、慰謝料と被損品の損害額とが別々に記されておらず、合計金額のみが記された形式となっていた。この示談書の形式について日本損害保険協会に問い合わせたところ、上述した通り、通例そのような形の示談書は認められないとのことであった。そして問題の示談書は、シャープの代理人である福井琢および斎藤三義の両弁護士（柏木総合法律事務所所属）によって作成されたものである。頻繁に示談書作成に携わっている弁護士が、損害保険会社に提出する示談書の形式について熟知していないなどということは到底考えられないことであるので、書籍損害金を慰謝料に流用するからくりを意図したうえで両弁護士が作成したのではないかという疑惑が生ずる。そして、問題の示談書を正式な示談書と認めて保険金を支払った貴社においては、そのからくりの存在を推認していたのではないかという疑いがもたれる。そこで貴社に求める釈明は、損保協会が通常認められないと主張する形式の示談書を認めた理由は何かということである。

獨協大学は新価特約火災保険契約を日動火災海上株式会社と結んでおり、それに従い日動火災は大学および当方に新価保険価額と時価損害額との差額の支払いをしなければならない。そこで日動火災は、貴社によって支払われた時価損害額と新価損害額との差額を算出しなければならないため、貴社に問題の示談書および損害鑑定書のコピーの提出を求めた。ところが貴社は鑑定書のコピーは提出したものの示談書のコピーは提示を拒んだ。これは損保協会によれば、協力し合わなければならない保険会社同士のやり取りとしてはきわめて不自然な、通常はありえないことであるとの回答であった。貴社が提示を拒否した理由は「シャープの体面を保つため」ということであったが、そのような理由で拒否したことは、貴社自身も、書籍にたいする損害賠償用に支払った保険金がそれ以外の用途に流用されることを知っていたことを窺わせる。「シャープの体面を保つ」ということ以外に示談書の提示を拒否する理由があったならばその合理的説明を求める。

5. 当方が被った1,188,759円の損失について

(1)上述した通り、貴社からシャープに支払われた書籍損害にたいする保険金の一部が慰謝料に流用されたとするならば、当方は交渉において請求しかつシャープ側も同意したところの「慰謝料」を受け取ることができなかつたのであるから、上記1で示した慰謝料請求分である70万円の損失を被ったことになる。この損失は、貴社がふつうならば認められない形式の示談書を認めたことによってシャープ側の保険金流用を容易にしたことによってもたらされたものである。保険会社としての道義的見解を問う。

(2)さらに、大学が日動火災と結んだ新価特約保険契約により、書籍の損害にたいする時価査定額と新価損害額との差額が当方に支払われたが、貴社の算出した時価損害額が3,929,290円となっていたため、日動火災としてはその額が実際に書籍損害金として当方に支払われたものとみなし、その額をもとに新価損害額との差額を算定せざるをえなかつた。その結果、本来ならば実際に当方が貴社より受け取った書籍損害金3,440,531円との差額分を日動火災から受け取ることができるはずであったところ、貴社の時価査定額3,929,290円から実際に受け取った損害金3,440,531円を差し引いた額、すなわち49万円ほど損をしたかたちの差額分しか受け取ることができなかつた。この損失もまた、貴社が本来ならば認められない不備な形式の示談書を認めてシャープ

側に保険金を支払ったことで同社らが保険金流用のからくりを容易に実行し、よってもたらされたものである。当方に与えた損失についてどのように考えるのか回答を求める。

既に示談が締結されたとはいえ、示談の際に表れなかった事実が露呈し、上述したように、シャープおよび当時の代理人弁護士らにおいては、貴社が実際に査定した書籍損害額の数字を改竄し、書籍損害賠償分として貴社から支払われた保険金の一部70万円を慰謝料の支払いに流用した疑惑が生じ、さらに貴社においてはシャープ側の流用の意図を知らながらその企てに加担したのではないかという疑惑の生じた今、上で質問したことは、社会的責任を有する損害保険会社にとって大変重要なことと思われまますので、本書面到達後7日以内にご回答いただきたくお願いいたします。また、本書面で貴社について述べた事柄にたいしても、事実と反するようなことがあればその旨つぶさに反論して下さるようお願いいたします。7日以内に反論なき場合は本書面で述べた事実を認めたものとしまます。さらに上記4の(1)および(2)の質問にたいしても、7日以内に回答のない場合は疑惑を肯定したものとみなします。また、回答があったとしても、日本損害保険協会およびその他の誰が判断しても納得のいくと思われるような合理的説明が与えられない場合は、当方の主張の是非は一般常識にもとづいて判断されることになろうということを言い添えておきます。

以上

三井海上火災保険 株式会社 殿

鑑 定 書

事故場所 埼玉県草加市学園町1-1

保険契約者 シャープ株式会社 殿

事故日 1998年 2月 2日

貴社の依頼により本書のとおり鑑定いたしました。

1999年 8月 5日

事務所 株式会社 中央損保鑑定事務所

所在地 東京都中央区京橋3丁目13-10 中島ゴールドビル6階
TEL (03) 3535-6611

日本損害保険協会登録

損害保険鑑定人 高橋 務

総 括 表

符号	目的(名称)	保険価額	損害額	損害率
	賠償責任保険(PL)			
	被損物件…獨協学園			
	什器備品のうち			
	書籍損害		4,140,531	
	合計		4,140,531	

Final Report

2000年4月17日

(被被告人)

柏木総合法律事務所
弁護士
福井琢殿

(被被告人)

柏木総合法律事務所
弁護士
斎藤三義殿

(通告人)

獨協大学教授
府川謹也

積明要望書

平成10年2月2日に、コンパクト製コンピュータが原因で発生した獨協大学中央棟研究室での出火事故の損害賠償につき、平成11年7月20日、貴職らが代理人を務めたシャープシステムプロダクト株式会社（以下「シャープ」と呼ぶ）と示談を取り交わし、4,140,531円を受領いたしました。しかし、この度支払われた保険金に関し新たな事実が露見し、それに伴う示談書文面の検討等の結果、支払われた賠償金に関して重大な疑惑が生じるに至りました。

貴職らが作成した示談書の文面は、書籍にたいする損害賠償の金額と慰謝料の金額とを別々に明記することをせず、両者を合算した総計というかたちで合計金額が記載されていました。当方は、それまでシャープと行ってきた交渉を前提としていたため、その総額の内訳を、書籍にたいする損害賠償金の分として3,440,531円、慰謝料として700,000円と解釈し、総額として間違いがなかったため何ら問題のないものと考えて署名いたしました。しかしながら、最近になり、示談の前提となっていた保険金の額、すなわち書籍にたいする損害査定額について、シャープの提示した額と三井海上が査定した額とが異なっていることが判明いたしました。こうした事実が露呈した今、貴職らが示談書で損害賠償金と慰謝料とを別記しなかったのは、三井海上火災株式会社より支払われた

保険金の一部を慰謝料に流用するためではなかったかという疑いが生じました。この疑いが単なる疑惑かあるいはそうでないのかを明らかにするため、下記の通りお尋ねいたします。

記

1. 示談の最終争点が慰謝料の額であったにもかかわらず示談書において慰謝料と書籍賠償金とが別々に明記されていなかったことにまつわる疑惑について

(1) シャープが獨協大学と示談を交わした際、その示談書におき、書籍および慰謝料のそれぞれにたいして別途速やかに誠意をもって協議すると記されていた。そしてその通り、締結した示談においては慰謝料がシャープの同意した賠償の対象として含まれていた。

(2) 平成11年3月4日付シャープの賠償案にたいし、平成11年3月16日付シャープ泉貞雄部長宛電子メールにて、提示された慰謝料20万円に50万円上乗せし、合計70万円の慰謝料で示談を交わす意志のある旨通知したところ、シャープは平成12年4月20日付書面にて慰謝料50万円の増額を拒否し、加えて、慰謝料を20万円で承諾しない限り書籍損害賠償金3,440,531円を支払わないと回答した。しかしその後「先生のご要望に沿った話を進めたい」(平成11年6月4日付泉貞雄部長よりの電子メール)という変更の申し出があった。

(3) さらに、貴職らの平成11年7月14日付書面(研究室で損害状況の再確認作業を行わない限り示談に応じないと当方が主張するのであれば、50万円を上乗せした示談の提示を白紙に戻し、訴訟にて最終的解決を図らざるを得ないという旨の書簡)にたいする西脇社長宛回答書におき、当方は書籍賠償金として3,440,531円、慰謝料として700,000円、合計4,140,531円で示談に応じると答えた。そして実際にその額が銀行口座に振り込まれた。

(4) こうした交渉経緯を考えると、貴職らが示談書作成に際し、慰謝料の金額と書籍にたいする賠償金額とを別に分けて明記するのが自然な流れである。

(5) また日本損害保険協会に問い合わせたところ、保険金支払い手続き上、保険会社にたいして支払請求を行う際、示談書を提示し、示談内容を明示しなければ支払い区分が不明となるので保険金の支払いを受けられないのが通常のことであることが判明した。しかし、貴職らはこのように通常の場合要求される形式で示談書を作成することを避け、慰謝料と書籍賠償金額とを明確に区分せ

ず、書籍損害賠償金および慰謝料とを合計したかたちで示談書に記した。敢えて保険会社が通常認めない形式と知りながらそのように示談書を整えた理由は何か。

既に、当方よりの3月22日付質問書に対し、貴職らは「事故後1年5ヶ月を経過していた時点においても、未だ書籍などに関する損害額が確定していなかったため、慰謝料を含めた総額として条項化したものである」（3月30日）と、質問の趣旨からの外れの回答を行ったが、改めてこの書面でもって、日本損害保険協会を含む誰もが判断してもなるほどと納得のいくような合理的釈明を求めるものとする。

(6)貴職らは、三井海上の査定した総損害額4,140,531円（書籍損害額3,929,290円、移動保管費用75,000円およびその他小計211,241円）のうち書籍損害額を3,440,531円とした（シャープ作成1999年3月4日付獨協大学宛損害賠償明細書4頁参照）。三井海上からシャープに支払われた額から70万円を差し引くとちょうど3,440,531円となることから、査定の改竄は慰謝料の70万円を捻出するために行ったものと推測される。もしそうでないと主張するならば、何故に書籍損害額を偽ったのか。合理的釈明を求める。

2. 査定の改竄がなかったら受け取ることであったであろう約120万円の損失について

(1)上述した通り、三井海上からシャープに支払われた書籍損害にたいする保険金の一部が慰謝料に流用されたとするならば、当方は示談交渉において請求しかつシャープ側も同意したところの「慰謝料」を受け取ることができなかつたのであるから、その慰謝料請求分である70万円の損失を被ったことになる。言い換えると、もし貴職らが三井海上の査定した書籍損害額を改竄せずにそのまま当方に支払ってさえいれば、慰謝料の70万円が別途支払われたことになるわけであるが、貴職らの改竄によりその70万円が支払われることはなかった。この損失について貴職らの考えを質す。

(2)さらに、獨協大学が日動火災と結んだ新価特約保険契約により、書籍の損害にたいす三井海上査定の時価損害額と日動火災査定による新価損害額との差額が当方に支払われることになるが、三井海上の査定した時価損害額が3,929,290円となっていたため、日動火災としてはその額が書籍損害金として当方に支払われものとみなし、その3,929,290円をもとに新価損害額との差額を算定せざるをえなかった。その結果、当方が実際に受け取った保険金は3,440,531円であったので、本来ならばその額との差額を日動火災から受け取ることができたはずであるところ、貴職らが書籍損害額を改竄したため、実際に受け取っ

た損害金3,440,531円を三井海上の時価査定額3,929,290円から差し引いた額、すなわち49万円ほど損をしたかたちの差額分しか受け取ることができなかつた。この損失は貴職らが査定を改竄したことによるものであるが、このことをどのように考えるのか回答を求める。

1998年2月2日にコンパクト製パソコンによる火災事故の損害賠償金は、シャープがPL保険契約をした三井海上火災株式会社の保険金によって賄われたものであります。しかし、三井海上が支払った保険金総額4,140,531円は書籍の損害のみを対象としたもので、当方にたいする慰謝料は保険金の対象とされていませんでした。こうした事実を踏まえると、貴職らは慰謝料を捻出するために三井海上が行った査定を改竄し、保険金の一部を、本来ならばシャープが自腹を切って支払わなければならないはずの慰謝料に流用するために敢えて示談書において慰謝料と書籍損害金とを別記しなかったのではないかという疑いがもたれます。

この疑惑は、獨協大学が新価特約付保険契約を結ぶ日動火災が三井海上に問題の示談書の提示を求めた際、三井海上は「シャープの体面があるため提示できない」と回答したことによってもいっそう強まります。

示談書の形式については、上述した通り、通例そのようなかたちの示談書は認められないものであります。しかし問題の示談書は貴職ら弁護士の手によって作成されました。頻繁に示談書作成に携わっている弁護士が、保険会社に提出する示談書の形式について熟知していないなどということは考えられないことですので、上述した保険金流用のからくりを意図したうえで作成したのではないかという疑惑は至極当然の帰結であります。ぜひともこの疑惑を晴らすべく明快かつ合理的な説明を与えてくださるようお願いいたします。

以上述べたような疑惑の生じた今、上記1の(5)および(6)で質問したことは法曹界に身をおく貴職ら弁護士にとり大変重要なことと思われまので、本書面到達後7日以内にご回答いただきたくお願いいたします。また、本書面で述べた示談交渉経緯およびその他の事柄についても、事実と反するようなことがあればその旨つぶさに反論くださるようお願いいたします。7日以内に反論なき場合は本書面で述べた事実を認めたものとみなさせていただきます。さらに上記質問1の(5)および(6)にたいしても、7日以内に回答なき場合は疑惑を肯定したものとみなさせていただきます。また、回答があつたとしても、日本損害保険協会およびその他の誰が考えても納得のいく合理的説明が与えられない限り、当方の主張の是非は一般常識にももつづいて判断されることになろうということをお願い添えておきます。

以上

(この質問書にたいし、弁護士は肝心なことには答えず、「示談書はシャープならびに三井海上と相談して作成した」という旨を答えてきた。

日本損保協会が「慰謝料を保険金支払い適用の対象としない事故で、慰謝料と損害賠償金額とを別に明示しない示談書を保険会社が認めるなんてありえないことだ」ということであるから、そのように認められない示談書を三井海上、シャープと相談して弁護士が作成したとなると、ますます保険金流用は共謀によってなされたという疑惑が深まることとなる。）

●[目次へ](#)

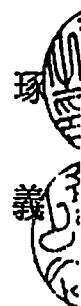
平成12年4月24日

府川 謹也 殿

柏木総合法律事務所

弁護士 福井

同 齋藤 三



前略 貴殿作成にかかる弊職ら宛 2000年4月17日付釈明要望書を受領しました。

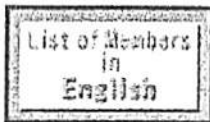
平成11年7月20日付示談書成立に際して、弊職らは、事前にシャープシステムプロダクト株式会社殿および三井海上火災保険株式会社殿と打合せた上で示談書の文案を作成し、その了解を得た上で貴殿にご提示致しました。なお、弊職らは、貴殿ご指摘の「書籍損害額 3,929,290 円」とする査定内容については承知しておりません。したがって貴殿が指摘されるような「査定の改竄」など一切行っておりません。

草々

KSLO

Kashiwagi Sogo
Law Offices

柏木総合法律事務所
KASHIWAGI SOGO LAW OFFICES



Kashiwagi Sogo Law Offices is a Tokyo law firm with clients throughout Japan and in many parts of the world. Established in 1959 by Kaori Kashiwagi, senior partner, the firm has long represented clients in business transactions in addition to building a substantial litigation practice.

The firm's combined expertise in domestic law and international law has enabled it to serve its Japanese clients who have investments in businesses abroad, as well as its overseas clients who are doing business in Japan.

The members of the firm are all dedicated to providing its clients competent legal representation based on experience, continuing legal education, and active involvement in business and legal development.

【英文事務所概要は下記をご参照ください。】

Further Information in English

業務内容

民事・商事一般, 国際取引, 海外投資, 会社法(経営破産法, 会社更生を含む企業再編, 知的所有権法, 雇用・労働, 独占禁止法等)の商事・経済関係法務を1問題並びに国際法律問題につき各種法的助言, 調査書類作成, 法律意見書作成等のリーガルサービス、停・仲裁における代理等の業務

住所	〒105-0002 東京都港区愛宕1丁目3番4号 愛宕東洋ビル
TEL	03-5472-5050(代表)
FAX	03-5472-5077(代表)
Email	email@kashiwagi-law.co.jp (事務所代表受付)

所属弁護士・外国法事務弁護士 15人 (内、パートナー8人)

2000年4月30日

(被被告人)

株式会社 中央損保鑑定事務所

代表取締役社長

鈴木通義殿

釈 明 要 望 書

1998年2月2日にコンパクト製コンピュータが原因で獨協大学中央棟研究室において出火事故が起き、その損害賠償につき、1999年7月20日、シャープシステムプロダクト株式会社（以下「シャープ」と呼ぶ）と示談を取り交わし、4,140,531円を受領いたしました。しかしこの度、シャープが損害賠償保険契約を結ぶ三井海上火災株式会社から支払われた保険金に関し新たな事実が露呈し、それに伴い示談書の文面やら書籍について貴社の行った損害鑑定等を洗い直した結果、支払われた賠償金の実態、また損害書籍にたいする査定等に関して重大な疑惑が生じるに至りました。

シャープ側代理人弁護士が作成した示談書の文面は、書籍にたいする損害賠償の金額と慰謝料の金額とを別々に明記することをせず、両者を合算した総計というかたちで合計金額が記載されていました。当方は、それまでの間にシャープと行ってきた交渉を前提としていたため、その総額の内訳を、損害賠償金の分として3,440,531円、慰謝料として700,000円と解釈し、総額として間違いがなかったため何ら問題のないものと考えて署名いたしました。しかしながら、最近になり、示談の前提となっていた保険金の額、すなわち書籍にたいする損害査定額について、シャープの提示した額と貴社の高橋務鑑定人が鑑定書に記した額とが異なっていることが判明いたしました。こうした事実が露呈した今、シャープ側代理人弁護士が示談書で書籍損害賠償金と慰謝料とを別々に明記しなかった理由は、三井海上火災株式会社によって支払われる保険金4,140,531円のうちから70万円を慰謝料の支払いに流用するためではなかったかという疑いが生じました。

さらに、獨協大学と新価特約付保険契約を結ぶ日動火災海上保険株式会社が、時価損害額との差額を算定するため三井海上に示談書のコピーの提示を求めたところ、同社はシャープに保険金4,140,531円を支払っておきながら「シャープの体面があるため見せられない」と回答いたしました。この事実は上の流用疑惑の裏付けとなるばかりでなく、三井海上自身においても、損害書籍のみを対象として支払うべき保険金の一部が慰謝料に流用されることを承知していたの

ではないかという疑惑を生ぜしめました。

加えて、1998年12月21日に貴社の行った2度目の損害実態調査をもとにして当方に提案された書籍損害査定額（同封の1999年3月4日付獨協大学宛損害賠償明細書参照）が示談締結後に損害率等が書き換えられ、書籍にたいする損害額が増額されましたが、この上積みされた金額は、被損書籍にたいする3月4日付賠償提示案に示された額にちょうど慰謝料分の70万円を足したものであること、示談締結後に最終鑑定書が提出されていることおよびその他後述する理由から、貴社においてもまた、上で述べた保険金流用の企みに荷担していたのではないかという疑惑が生じました。この疑惑が単なる疑念かあるいはそうでないのかを明らかにするため、下記の通りお尋ねいたします。

記

1. 書籍損害査定額改竄疑惑について

- (1) 本件の示談交渉を担当したシャープ泉貞雄部長の説明では、損害賠償にたいする同社の方針は、建物や書籍などの物的損害については保険会社の査定した保険金額だけで賄うということであり、事実、書籍を除く損害にたいしては、シャープが大学と交わした示談書にもとづき保険金によって賠償された。当方は、貴社による書籍にたいする当初の査定額があまりに低かったため、シャープが自腹を切って上乘せするか、それともそれができなければ査定の見直しをするよう要請したところ、1998年12月21日に貴社によって2度目の損害実態調査が施された。その結果、シャープ作成1999年3月4日付獨協大学宛損害賠償明細書4頁に明記された通り、書籍損害額は3,440,531円と増額された。（同封のコピーを参照のこと。）
- (2) ところが最近、この数字は貴社作成の1999年8月5日付鑑定書において記された書籍総損害額4,140,531円（書籍損害額3,929,290円、移動保管費用、全損書籍廃棄処分費およびその他小計211,241円）と一致しないことが判明した。
- (3) 一方、書籍を除くその他すべての損害（建物および什器類）については、実際に大学に支払われた保険金と貴社作成の1999年8月5日付鑑定書記載の損害査定額とは一致する。しかも、貴社作成の1999年8月5日付鑑定書の損害査定額は、書籍を除いたすべての物損項目において、1999年3月4日付シャープ作成の損害賠償明細書とも一致する。
- (4) 貴社作成99年8月5日付鑑定書によると、書籍総損害額は4,140,531円と記されている。本来ならば、第1次査定額と第2次査定額が共に明細書の形で当方に知らされたように、この査定額も通知されるべきところ、貴社はそれを怠った。怠った理由は第2次査定が改竄されているのが知られるのを恐れたからであろうと推測される。それ以外の理由があれば反論が求められる。
- (5) 書籍損害額算出のために設定した損害率が99年3月4日付損害賠償明細書と99年8月5日付鑑定書とでは異なっている。これが改竄と言わなければ何と称するのか。釈明を求める。

- (6)以上の事実を総合して判断すると、シャープが大学に提出した1999年3月4日付損害賠償明細書は貴社が行った再調査をもとに作成され、その後その明細書で提示された賠償項目のうち、書籍損害額の部分のみが改竄されたということが明らかになった。
- (7)では一体だれが書籍損害額を改竄したのかという疑問が生じる。そこで貴社にたいする質問は次の通りである。上述した通り、貴社の鑑定がもととなって1999年3月4日付損害賠償明細書が作成されたのは明白であるが、そこにおき書籍損害額を3,440,531円としたことに関してほどの程度の係わり合いをもっていたのか。正直な回答を求める。
- (8)初回に提示された賠償提示額があまりにも低額であったため、再調査を要求したところ、1998年12月21日に2度目の損害実態調査が施された。しかしながら、貴社から三井海上へ鑑定書が提出されたのは、翌99年8月5日であった。98年春に行われた第1回目の査定案作成までに要した期間がおおよそ1ヶ月であったことを考えると、異常なほど長い期間を要したことになる。これは示談交渉が難航し、当方の請求する慰謝料の額が定まるのを待たなくては査定を確定することができなかったからではないかと推測される。もしその他の理由があるとするならば、なぜそれほど時間を費やしたのか、合理的釈明を求める。

3. 保険金流用計画への負担疑惑について (その1)

1999年7月20日、シャープシステムプロダクト株式会社（以下「シャープ」と呼ぶ）と示談を取り交わし、同年7月30日4,140,531円を受領した。ところが、貴社による最終鑑定書が作成されたのは、示談金を受け取った後の同年8月5日であった。この事実は以下述べるように、貴社が保険金を本来の用途以外の慰謝料に流用する計画を事前に知り、それに加担していたという疑惑を招くものである。

- (1)シャープによって当方および大学に提示された1999年3月4日付損害賠償明細書が貴社によって作成されたものであろうとなかろうと、①そこにおいて書籍賠償金の3,440,531円が提示されたのは事実であり、②貴社が査定し、三井海上が支払いに同意し実際にシャープに支払った書籍総損害額4,140,531円が当方に支払われず、そこからちょうど慰謝料の70万円を除いた3,440,531円が支払われ、③まさにこの3,440,531円が99年3月4日付損害賠償明細書で示された査定額と一致するという事実が示すことは、貴社作成の8月5日付鑑定書で示された査定額は、当方が要求した慰謝料70万円分を捻出するために帳尻を合わせて作成されたものと考え以外に、問題となる数字が合致していることを説明しようとしても説明の仕様がみつからない。帳尻を合わせようとしなかったら、99年3月4日付損害賠償明細書で示された査定額に慰謝料を加えた額が、うまい具合に最終鑑定書で示された書籍総損害額と1円の狂いもなく一致するはずはないということである。それゆえ、貴社が保険金流用の企みに加担していたものと結論付けられる。もし貴社においてこの結論を否定するのであれば、ここで述べた事実が符合することを、上記1の(8)で述べた事実を前提とする中、どのように釈明するのか。誰しもが納得しうる合理的説明を求める。

- (2)本件では、被損品にたいして支払われる賠償金は保険金によって賄うというのがシ

ャープの方針であり、その通り、大学にたいする賠償も三井海上による保険金によってすべて支払われた。これは、大学が被った被害について賠償を受ける際、当方の損害のうち書籍を除くその他の物損についてシャープとの間で示談が成立していなかったならば大学にたいして保険金が下りない旨、大学ならびに当方がシャープと三井海上から通告されていたことから裏付けられる。

ところで、日本損害保険協会によれば、賠償金の支払いに保険を適用しようとする場合、署名押捺された示談書が呈示されない限り保険金の支払いを受けられないとのことであった。

そこで、本件において保険金が支払われるに至った経緯を振り返ると、それは損保協会の主張する適正手続の順序とは異なり、まず98年4月に第1次賠償案が示され、次いで99年3月に第2次賠償案が提示され、そこにおいて提示された慰謝料をめぐって示談が難航したが、7月20日に示談書に署名し、8月5日に貴社作成の鑑定書が三井海上に提出された、という順序であったことが判明している。

ところで貴社は、業務の性質および経験上からも、損保協会の言うところの保険金支払請求の適正手続を熟知しているはずである。それにもかかわらず、敢えてその手続を前後させるには、それ相応の理由があったに違いないものと推測される。その理由とはまさに保険金の一部を慰謝料に流用せんがためのものである。しかしこの流用計画を遂行するには示談金の総額が確定されていなければならず、総額を確定するには慰謝料の額が定まらなければならない。こうやって示談金総額が決定されるのを待ってはじめて三井海上への保険金支払請求が行えるようになるのであるが、もし貴社の最終鑑定書が示談締結前に三井海上に提出されてしまうと、その後に示談金が増額された場合、その増額分を賄うために鑑定書を訂正することはできず、したがって保険金だけでもって賠償金を支払うことができなくなってしまう。それでは本件における慰謝料を含む損害賠償のすべてを保険で賄う方針をとるシャープの要望に応えることができなくなるため、貴社は示談の締結を待ってから鑑定書を提出せざるをえなかったのである。そして、このように考えることによってはじめて、鑑定書提出までに半年以上の期間を要したことが無理なく自然に説明される。

以上の通り、貴社が保険金流用へ関与していたことを疑うに足りる十分な根拠を示した。したがって、もし関与を否定するのであれば、明示的な反駁が求められる。

4. 保険金流用計画への加担疑惑について (その2)

(1) 1999年7月30日、シャープから書籍損害賠償金ならびに慰謝料として合計4,140,531円が当方に支払われた。一方、シャープにたいしては、8月5日以降、保険金の4,140,531円が三井海上から支払われた。

(2) 当方へ支払われた4,140,531円の内訳は、3,440,531円が書籍賠償分、70万円が慰謝料であることは示談交渉の内容から明白である。一方、シャープに支払われた保険金4,140,531円は、貴社作成の鑑定書に記された通り、慰謝料分を含まず、被損書籍にたいする総損害額(書籍損害額3,929,290円、および移動保管

費用、全損書籍廃棄処分費、その他小計211,241円)のみである。

(3)ということは、貴社が書籍損害額として査定し、三井海上からシャープに支払われた4,140,531円は、そのままの額が当方に支払われず、3,440,531円が書籍賠償金として支払われたことになる。そして、この3,440,531円と貴社の査定した書籍総損害額4,140,531円との差額がちょうど70万円であり、なおかつ三井海上からシャープへ支払われた保険金には慰謝料という項目がなかったことから、当方に慰謝料という名目で支払われた70万円は、本来ならば書籍損害賠償金として三井海上から当方に支払われるべき保険金の一部を不当に慰謝料として振り分けたものと判断される。

(4)上記1(書籍損害査定額改竄疑惑について)で述べた通り、貴社作成の鑑定書に記載された損害額とシャープの提示した損害賠償額とが、書籍の項目を除きすべて一致し、かつまた、三井海上より支払われた保険金の額とも一致する事実を加味すると、貴社が査定額改竄に関与したのではないかという疑惑を否定するには相当合理的な説明を要すると言わざるを得ない。そればかりでなく、最終鑑定書提出までに異常に長い期間を要したこと、1999年3月4日付損害賠償明細書で提示した被損害書籍賠償額を当方の要求する補償総額(慰謝料70万円を含む)4,140,531円に合わせるべく損害率を訂正する等によって鑑定書を改竄したこと(同封の賠償明細書コピーと貴社作成の鑑定書とを比較参照のこと)、最終鑑定書の書籍総損害額から慰謝料を引いた額が99年3月4日付明細書において提示された被損害書籍賠償額と一致すること、本来ならば(最終)鑑定書は示談が締結される前に当事者双方ならびに保険会社に提示されなくてはならないところ、貴社はこれを怠り、示談内容が確定した後、その示談内容と金額において一致する鑑定書を作成しそれを提出した。これらを総合的に判断すると、本来ならばシャープが自腹を切って支払わなければならない慰謝料を捻出するため、損害書籍のみを対象として支払われる保険金の一部を不当に流用する計画に荷担していたという疑惑は揺るぎないものとなる。

以上の通り、貴社が保険金流用へ関与していたことを疑うに足りる十分な根拠を示したが、もし関与を否定するのであれば、根拠をあげて反論することが必要となる。

5. 当方が被った1,188,759円の損失について

(1)貴社が査定した通りの保険金4,140,531円が三井海上からシャープに支払われたが、その査定による書籍総損害額は本来ならば当方にたいして支払われる性質のものである。しかし当方が手にした被損害書籍にたいする賠償金は3,440,531円であり、保険金の一部が慰謝料に流用されようとされまいと、差額の70万円はいずれにしても損を被ったことになる。この損失は貴社が査定額を改竄したこと、もしくは最終鑑定書を当方に提示しなかったことによってもたらされたものである。

(2)もし保険金の一部が慰謝料に流用されたとするならば、当方は交渉において請求し、かつシャープ側も同意したところの「慰謝料」を受け取ることができなかったのであるから、慰謝料分として請求した70万円を損失したこととなる。この損失は、貴社が査定額を改竄したこと、もしくは貴社が示談締結後に示談内容と金額において一致する鑑定書を作成し、よってシャープ側の保険金流用を容易にしたことに原因が求め

られる。損害保険鑑定会社としての道義的見解を問う。

- (3)大学が日動火災と結んだ新価特約保険契約により、書籍の損害にたいする時価査定額と新価損害額との差額が当方に支払われたが、貴社の算出した時価損害額が3,929,290円となっていたため、日動火災としてはその額が実際に書籍損害金として当方に支払われたものとみなし、その額をもとに新価損害額との差額を算定せざるをえなかった。その結果、本来ならば実際に当方が三井海上より受け取った書籍損害金3,440,531円との差額分を日動火災から受け取ることができるはずであったところ、貴社の時価査定額3,929,290円から実際に受け取った損害金3,440,531円を差し引いた額、すなわち49万円ほど損失を被ったかたちの差額分しか受け取ることができなかつた。この損失もまた、貴社においてシャープが保険金流用のからくりを容易に実行できるようにするため、鑑定書を示談締結後に作成し、さらにそこに記された書籍損害査定額を当方に通知しなかったことでもたらされたものである。当方に与えた損失についてどのように考えるのか回答を求める。

既に示談が締結されたとはいえ、示談の際に表れなかつた事実が露呈し、貴社においては、シャープおよび当時の代理人弁護士らに荷担し、書籍損害査定額の数字を改竄したり最終鑑定書の作成を示談締結後まで待ったりすることなどして、書籍損害賠償分として三井海上から支払われた保険金の一部70万円を慰謝料の支払いに流用させることを容易にした疑惑が生じた今、上で質問したことは、社会的責任を有する損害保険鑑定会社にとって大変重要なことと思われまますので、本書面到達後10日以内にご回答いただきたくお願いいたします。また、本書面で貴社について述べた事柄にたいしても、事実と反するようなことがあればその旨つぶさに反論するようお願いいたします。10日以内に反論なき場合は本書面で述べた事実を認めたものとみなします。また、回答があつたとしても、日本損害保険協会およびその他の誰が判断しても納得のいくと思われるような合理的説明が与えられない場合は、当方の主張の是非は広く一般常識にもとづいて判断されることになろうということを言い添えておきます。

以上

(※ 損害査定の依頼者(すなわち三井海上)にしか鑑定についてのいっさいの情報は提供しない旨の回答あり。)

▶目次へ

鑑 定 書

事故場所 埼玉県草加市学園町1-1

保険契約者 シャープ株式会社 殿

事故日 1998年 2月 2日

貴社の依頼により本書のとおり鑑定いたしました。

1999年 8月 5日

事務所 株式会社 中央損保鑑定事務所

東京都中央区京橋3丁目13-10 中島ゴールドビル6階

所在地 TEL(03)3535-6611

日本損害保険協会登録

損害保険鑑定人 高橋 務

総 括 表

符号	目的(名称)	保険価額	損害額	損害率
	賠償責任保険(PL)			
	被損物件…獨協学園			
	什器備品のうち			
	書籍損害		4,140,531	
	合計		4,140,531	

2000年6月2日

シャープシステムプロダクト株式会社
代表取締役社長
西脇義祐殿

獨協大学教授
府川謹也

パソコン出火事故の損害賠償について示談書を取り交わしましたが、それにつき下記の通り確認のための質問をいたします。

記

1. 示談書におき、慰謝料の額と書籍賠償金額とを別々に明記しなかった理由は何か。
2. 貴社との約束で損害書籍の賠償については、慰謝料とは別に、保険会社の査定額（貴社作成99年3月4日付獨協大学宛損害賠償明細書4頁参照）3,440,531円を支払うとの説明であった。この数字は、三井海上が貴社に書籍損害額として支払った保険金額と一致するのか。

本書面到達後5日以内に回答なき場合は、回答することが貴社にとって不利益になると判断したためと見做します。

<回答は平成12年9月6日現在未着>

●[目次へ](#)

2000年5月20日

〒140-8641 品川区東品川2-2-24
天王津セントラルビル
コンパックコンピュータ株式会社
代表取締役社長 高柳 肇 殿

獨協大学教授

府川 謹也

質 問 書

1998年2月2日に獨協大学中央棟研究室設置の貴社製パソコンが出火し、甚大な被害を被りました。出火原因は、第三者機関による調査では「個体不良」とのことでした。

もし出火原因が構造上に起因するものであれば改良することができるでしょうが、個体不良となると改良の手立てもなく、したがって同種の事故を未然に防止する決定的方策がなく、これはきわめて忌々しき問題と思慮いたします。

電化製品による発火事故は、ことによっては生命の危険にもつながりうることから、万が一の可能性しかないことであつたとしても、実際に起きた事故の例を開示し、ユーザーに警告を与えるべきではないかと考えております。

しかしながら、このたびの事故は、生命を脅かすほどのものではなかったからなのでしょうか、貴社においてその情報を公開することはありませんでした。

ところが、その後貴社製コンピュータに関して寄せられた情報の中には、火災までには至らなかったものの、ことによっては出火事故となつたであろうと推測されるような事故が起きていたことが判明いたしました。

それは、次のようなものでした。

「実は私の管理しているコンパック SVPROSIGNIA(サーバー専用機)は、購入してちょうど半年後の99年1月深夜4時21分、パチッという音とともに煙を噴きました。

たまたまそのときは徹夜している人が気づいてコンセントを引っこ抜いてくれたのですが、朝来たときにそのこげくささにはかなりあせりました。

おまけに、APC製のUPSに繋いでいたのですが、トラブル時にかかなりの逆流が起こつたようで、UPSの内部サージフィルターが働き通電を止めてくれました、そのUPSには基幹ルーターとSOHOダイアルアップルーターがつながっていたので、朝7時に会社に呼ばれてUPSを再起動するはめになりました。(とりあえず機器は壊れてはいませんでした、UPSの内部サージフィルターが動作するほどの電圧だったということになるので、UPSには少し感謝しています。)

コンパックのほうは年間サポートを組んでいるので翌日には修理にきましたが、電源、基盤、スイッチが全壊で筐体以外はすべて交換に近いありさまでした。(もっともPFUがサポートしているのですが。)

ところが、それが99年の2月にまた壊れ、電源が入らなくなりました。再びサポートが来て電源UNITを交換しましたが動かず、結局基盤(M/B)と電源との相性が悪いと言ってその日は帰りました。

数日後、今度は基盤と電源UNITを交換してどうにか動くようになりました。(しかし、購入して1年1ヶ月たっているのだからパーツは無償であっても、技術料として3万円取られました。今度壊れたら捨てようと思っています。)

私はこの購入後約1年間に2回も電源がふっとび、うち1回は火災の原因にもなりかねなかったトラブルで、一気にアンチ・コンパックになり導入対象から永遠に外しました。(実はIBMも既に除外しています。)

業務用のサーバー機という他にはDELLとHPぐらいしか残りませんが、自分が管理しているマシンが原因で火災が起きたのでは寝覚めが悪くて仕方ありませんからね。

実はもう一件、納品したクライアントで同様の発煙事件が起きています。担当は別の者なので詳しくは聞いていませんが、こちらもコンパックのサーバー機でした。就業時間中のトラブルで、ボヤ程度で済んだそうです。」

この事故事例もおそらく貴社には報告が上がっているものと推測いたしますが、私の知る限り、貴社が公表し、広報を通じてユーザーに警告を発するような処置がとられることはなかったのではないのでしょうか。

そこで以下の通りお尋ねいたします。

- (1) 獨協大学で起きた事故および寄せられた情報をもとにここで言及している事故につき、貴社は事故状況および原因調査の結果を情報公開したのか。
- (2) 事故事例の情報を開示することによって消費者の安全確保に役立てたいという考えはあるのか。
- (3) もしそのような考えがなかったとするならば、獨協大学で発生したような出火事故を未然に防ぐ手立てをどのように講ずるつもりなのか。

これらはユーザーにとってたいへん重要な問題ですので、可及的速やかにご回答いただけるようお願いいたします。

出火事故は、物的損害を与えるだけでなく、ときには死傷者などの深刻な被害をもたらすたいへん危険なものです。昨今の電気製品は確かに安全性が高くなってはいるでしょうが、100パーセントの安全が保証されているものではありません。とくに本件のような、原因不明の事故は、構造上の欠陥でないだけに防ぎようがありません。

ここで取り上げた事故は人的被害がなかったからまだよかったものの、自宅のパソコンが就寝中に火を噴いたりでもしたら、と考えるとぞっとします。そのようなことのないようメーカーとして万全の対策を立てるのは言うまでもありませんが、「個体不良」

製品の製造は防ぎきれものではないことから、ユーザーに警告を与えるため、危険を伴う大小さまざまな事故の事例を開示し、もって消費者の安全確保に配慮願いたいものと希望し質問する次第であります。

以上

<なお、この質問書にたいする回答は平成12年9月2日現在まだ届いていません。>

[この事故のコメントへ](#)

[目次へ](#)

[事故情報はこちらへ](#)